

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

動物愛護週間

△小動物慰霊祭▽

☎所 9月22日(金)午後3時〜3時30分。動物管理センター(北区篠路町福移156)。

△動物愛護フェスティバル▽

☎パネル展や適正飼育に関する公開講座など。

☎所 9月24日(日)午前10時〜午後4時。ばんけいスキー場(中央区盤渓410)。

☎詳細 動物管理センター ☎(736) 6134、HP



不妊専門相談センター講演会

☎不妊の悩みと向き合う。

☎10月10日(火)午後2時〜3時。所中央保健センター(中央区南3西11)。

☎9月30日(土)までに☎。

☎詳細 不妊専門相談センター ☎(511) 4500、HP

アスベストセミナー

9月を「アスベスト飛散防止対策推進月間」と定め、今年度はセミナーを開催します。☎9月14日(木)午前10時〜午後4時30分。

☎所 エルプラザ(14階)。320人。

☎、FAX。上欄必要事項を記入し、9月13日(水)までに環境対策課(FAX(218)5108)へ。

☎詳細 環境対策課 ☎(211) 2882

ヘルシーメニュー

モニター募集

市内で健康に配慮したメニューを食べて、それに関するアンケートなどを提出します。☎10月〜11月。

☎市内のヘルシーメニュー提供店を、週1回以上利用(実費)できる18歳以上の方100人。

☎9月11日(月)〜21日(木)に☎。☎詳細 保健管理課 ☎(622) 5151

無料匿名エイズ検査

△①夜間エイズ検査▽

☎第2火曜午後6時〜7時30分。結果は1週間後に説明。☎定各日60人。

△②休日即日エイズ検査▽

☎9月24日(日)午前10時〜11時30分、午後2時〜3時30分。陰性結果のみ当日説明。☎定80人。

☎①②の所中央保健センター(中央区南3西11)。

☎①②の☎、E。上欄必要事項を記入し、9月11日(月)から市コールセンター(☎(222) 4894、E:info4894@city.saiippono.jp)へ。(先着)

△平日エイズ検査▽

☎保健センターで月2回実施。日程については市コールセンター(☎(222) 4894)へ。

☎詳細 保健管理課 ☎(622) 5151

がん制庄市民大会

☎がん専門医による講演。☎10月3日(火)午後1時30分〜3時30分。

☎所 教育文化会館(14階)。

☎詳細 保健管理課 ☎(622) 5151

精神療養講座

☎統合失調症の再発予防。☎9月16日(土)午後2時〜4時。

☎WEST19(中央区大通西19)。

☎詳細 市コールセンター ☎(222) 4894

家庭医学講座

☎乳がん手術後の乳房再建。講演後、個人相談あり。

☎9月30日(土)午後1時30分〜3時30分。

☎所 医師会館(中央区大通西19)。

☎詳細 地域保健課 ☎(211) 2306

健康料理フェスティバル

☎和食料理を食べながら聞く、料理のコツなどの話。

☎10月26日(木)正午〜午後2時。☎所 ロイトン札幌(中央区北1西11)。

☎定¥250人。千円。

☎はがき(1枚につき3人まで)に上欄必要事項を記入し、9月30日(土)(消印有効)まで

に調理師団体連合会(〒064-0807 中央区南7西3千両ビル)へ送付。(抽選)

☎詳細 地域保健課 ☎(211) 2306

禁煙・完全分煙施設を募集

受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設を募集します。対象は市民が利用するすべての施設。認証されると、禁煙・完全分煙施設を紹介するホームページに掲載されます。詳細はお問い合わせください。

☎詳細 地域保健課 ☎(211) 2306、HP

遺伝相談

☎専門医によるカウンセリングや情報提供など。

☎所 第2火曜、第3金曜午後1時〜4時。WEST19(中央区大通西19)。

☎随時☎。予約制。

☎申込先☎詳細 保健管理課 ☎(622) 5151

精神保健・家族のつどい

☎統合失調症とその治療。

☎所 10月14日(土)午前10時〜午後3時30分。WEST19(中央区大通西19)。

☎統合失調症の患者(発病後おおむね5年以内の方)の家族50人。

☎9月8日(金)から区役所で配布する申込書を9月22日(金)(必着)までに送付。(抽選)

☎詳細 精神保健福祉センター ☎(622) 0556



介護保険

△福祉用具貸与に係る経過措置の終了▽

車いすや特殊寝台などの貸与を受けていた方の、4月以降の要介護度が、要介護1、要支援(経過的要介護)、要支援1、要支援2であっても、経過措置として4月から6カ月以内の期間で貸与を継続できました。この措置が9月末で終了するため、10月からは、貸与が受けられなくなります。

なお、10月以降も国が定める身体の状態と認められる間は、貸与が可能です。詳しくは担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

☎詳細 区役所(1階)の保健福祉課

国民健康保険

△忘れていませんか保険料▽

「国保」は、皆さんが納める保険料で運営されています。未納保険料は至急納付してください。未納が続くと、財産の差し押さえや、療養費・出産育児一時金などの保険給付の差し止めの対象となります。

納付が困難な方は、区役所